

## 王寺町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月31日

王寺町農業委員会

### 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

王寺町は大阪と奈良を結ぶ交通の要衝として早くから開け、西和地域の中心的役割を担ってきたことにより、大都市圏の住宅供給地として発展し農地の宅地化が進み、都市近郊農業地帯としての農地の保全が困難となっており、農地は狭小化の一途をたどっている。

また、耕作者の担い手不足と高齢化が問題となっており、それらの対策を図っていくことが求められている。

これらを踏まえた上で、法第7条第1項に基づき、農業委員が農地等の利用の最適化を一体的に進めることができるよう、王寺町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員会の長期的な目標として、10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営極農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

### 第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

#### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

##### (1) 遊休農地の解消目標

	管内農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	36.0ha	11.2ha	31.1%
3年後の目標 (令和8年3月)	34.5ha	10.3ha	29.9%
目 標 (令和15年3月)	31.0ha	8.2ha	26.5%

※1 管内農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

- ※2 目標の管内農地面積は、過去3年間の転用面積の平均値より算出
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積

## (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

### ①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員及び事務局が連携し、農地法第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の適正な記録の確保と公表の迅速化を図る。

### ②非農地判断について

- 利用状況調査による、再生利用が困難な荒廃農地については、現況に応じて「非農地判断」を行うよう努める。

### ③鳥獣被害対策について

- イノシシ等の鳥獣被害による遊休農地の発生が緊急の課題であることから、王寺町に対して、その発生防止や解消に向けた意見・要望を提出する。

## (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」とおりとする。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	36.0 ha	0 ha	0 ha
3年後の目標 (令和8年3月)	34.5 ha	0.3 ha	0.7%
目 標 (令和15年3月)	31.0 ha	1.0 ha	3.2%

※1 管内農地面積は、直近の「耕作及び作付面積統計」に基づいて記入

※2 目標の管内農地面積は、過去3年間の転用面積の平均値より算出

※3 集積面積は、把握時点において担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ①関係機関等との連携について

農業委員会は、王寺町、JA奈良県等と連携し、

(ア) 貸付けを希望する復元可能な遊休農地

(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地の把握

(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化

を行い、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

#### ②農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整と利用権の設定を推進する。

### 3. 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和5年3月）	0人 （0ha）	0法人 （0ha）
3年後の目標 （令和8年3月）	1人 （0.1ha）	1法人 （0.5ha）
目 標 （令和15年3月）	2人 （0.2ha）	2法人 （1ha）

※1 新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら試算

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ①関係機関との連携について

奈良県・奈良県農業会議等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

##### ②企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、積極的に企業参入の促進を図る。

##### ③農業委員会によるフォローアップ活動について

農業委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入れ条件の整備を図るとともに、営農指導等後見人的な役割を担う。

#### (3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。